

東成瀬村教育委員会障害者活躍推進計画

機関名	東成瀬村教育委員会
任命権者	東成瀬村教育長
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
東成瀬村における障害者雇用に関する課題	東成瀬村教育委員会は、職員数が 15 人以下と小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 今後、新規採用や村長部局からの人事異動により配属となる職員が障害者である可能性が考えられるが、その職員の活躍のために、他部署・機関と連携を図り、体制整備や各種取組が必要と考える。
目標	
① 採用に関する目標	障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。
② 定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として教育次長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、村長部局の相談窓口と連携し、障害者である職員が相談しやすい環境を整える。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○今後採用する職員の能力や希望を踏まえ、職務の選定や創出について検討を行う。 ○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○新規採用又は村長部局からの出向等、人事異動の際に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を実施し、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○東成瀬村の相談窓口と連携しながら、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。